平成２３年（フ）第１５３号
千葉県木更津市瓜倉2847番地１
債務者　篠田　　諭
１　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
４　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月２日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１８１号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字舘119番地
債務者　越後　孝也
１　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浅石　紘爾
４　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
岩手県奥州市水沢区字寺小路26番地20、旧住所秋田県秋田市茨島４丁目８番10号
債務者　中野　雄悦（旧姓永澤）
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　文郎
４　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１８９号
青森県三戸郡三戸町大字八日町12番地
債務者　松尾　和彦
１　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川原利也
４　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月23日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
宮城県気仙沼市内松川199番地３、住民票上の住所宮城県気仙沼市魚市場前３番15号
債務者　内海日出年
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第２５号
宮城県気仙沼市内松川199番地３、住民票上の住所宮城県気仙沼市岩月千岩田153番地６
債務者　内海　和子
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２３年（フ）第３０６３号
横浜市中区竹之丸185番地　竹之丸パークマンション405号室
債務者　高橋　雅裕
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中尾　清孝
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月31日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０６４号
横浜市中区竹之丸185番地　竹之丸パークマンション405号室
債務者　高橋　仁恵
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中尾　清孝
４　破産債権の届出期間　平成24年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月31日午後１時50分
６　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２６号
岩手県北上市和賀町横川目19地割59番地４
債務者　照井　久利
１　決定年月日時　平成23年12月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
４　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月２日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第２１６号
山口県下関市後田町２丁目２番18号、前住所青森県八戸市下長４丁目14番６号
債務者　大霜食品こと　大霜　数弘
１　決定年月日時　平成23年12月２日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　浜崎　大輔
４　破産債権の届出期間　平成24年１月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月15日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６７９号
川崎市幸区塚越３丁目375番地　レオパレス塚越第１―105
債務者　大坂　芳浩
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
４　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月23日午後１時45分
６　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
千葉県佐倉市井野1400番地91　並木貸家８号棟
債務者　八嶋　次男
１　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　礼奈
４　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月29日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０３０号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目69番地３
債務者　大黒　　功
１　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　入坂　剛太
４　破産債権の届出期間　平成24年１月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月１日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４９号
富山県高岡市横田町１丁目１番11―105号グランアイビスⅠ、前住所富山県高岡市金屋町13番53号
債務者　手操　淳子
１　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　寿雄
４　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月15日午前11時20分
６　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
富山地方裁判所高岡支部